三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市高田字城林一〇八三、一〇八六、一〇八八・一〇八九・一〇九五の三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字浦ノ谷一四八九の一(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字普門寺二七九八の一、字仙道三四六九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字中元寺字杭ノ谷一五四の一七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字大平四四〇九、四四一〇、四四一二、四四一四から四四一六まで、西松浦郡有田町蔵宿字下迎原甲一三九五の一、甲一三九五の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第二十九号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項の規定に基づき、経済産業省から交付する平成二十二年度予備費に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年三月四日

経済産業大臣　海江田万里

一　経済産業省から交付する特定補助金等

戦略的基盤技術高度化支援事業のうち一般枠・研究加速枠に係る委託費及びものづくり基盤技術実用化促進事業費補助金

○経済産業省告示第三十号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項の規定に基づき、経済産業省又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する平成二十二年度補正予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年三月四日

経済産業大臣　海江田万里

一　経済産業省から交付する特定補助金等

地域イノベーション創出研究開発事業に係る委託費、高機能複合化金属ガラスを用いた革新的部材技術開発に係る補助金、課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業に係る委託費、新事業活動促進支援補助金のうち地域資源活用売れる商品づくり支援事業に係るもの、新事業活動促進支援補助金のうち新連携支援事業に係るもの及び新事業活動促進支援補助金のうち農商工等連携対策支援事業であって事業化・市場化支援事業に係るもの

二　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等

イノベーション実用化助成事業に係る助成金、低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクトに係る委託費及び助成金、低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクトに係る委託費、希少金属代替材料開発プロジェクトに係る委託費、希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業に係る助成金、ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発に係る委託費、基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発に係る委託費、生活支援ロボット実用化プロジェクトに係る委託費、次世代ロボット知能化技術開発プロジェクトに係る委託費、がん超早期診断・治療機器総合研究開発プロジェクト事業に係る委託費及びがん細胞選択的な非侵襲治療機器の基盤技術開発に係る委託費